

幕府大奥と薩摩藩奥の交際について

——「薩摩藩奥女中文書」の考察——

山本博文

はじめに

幕府大奥の研究は、朝野新聞に「千代田城大奥」⁽¹⁾と題して連載され、明治二十五年に出版された『江戸城大奥』⁽²⁾あるいは三田村鳶魚氏が十三代將軍徳川家定御台所天璋院の中藤を務めた村山ませ子から行った聞き取りをもとにした研究⁽³⁾以外には、研究の素材がなかった。

ところが、近年、東京都教育委員会の調査によって一橋家奥女中吉野みちの手紙⁽⁴⁾が発見されたこともあり、奥女中の研究に進展が見られるようになった。これらの研究は、江戸城大奥⁽⁵⁾にあつてはお目見え以下の女中のものであるが、江戸の町人や近郊農村の子女と大奥との関わりが明らかになるといふ重要な成果を生んだ。

一方、大奥女中の人員構成については、松尾美恵子氏が幕府大奥女中の分限帳を分析され、幕末段階での大奥の役職と構成員を明らかにし、畑尚子氏は国立公文書館内閣文庫所蔵「御代替諸御用留」などによって大奥女中の人事異動について言及した⁽⁶⁾。また、皿海ふみ氏は、將軍世子が宮参りを行う際、井伊家に立ち寄り、それを契機に井伊家の正室と幕府大奥との交流が開始されることを述べている⁽⁷⁾。

二〇〇三年度、東京大学史料編纂所では、薩摩藩奥女中関係の書状群（薩摩藩奥女中文書）を購入した。この新史料には、幕府大奥女中の書状原本が多く含まれ、さらに、さまざまな貴人付き奥女中からの書状もあつて、幕府大奥と薩摩藩の奥、薩摩藩の奥同士、あるいは薩摩藩の奥と他藩の奥とのやりとりが明らかになるものであつた。本稿では、その購入史料の一端を考察してみたいと思う。

本史料群は、薩摩藩島津家奥女中の手許に残された文書で、書状七十九通と屋敷図一枚から構成される。宛所の内訳は、花川宛書状が一番多く三十八通、次に小の嶋・花川連名宛書状が十七通（小の嶋・花川・清瀬宛一通を含む）、小の嶋宛が六通、瀧尾宛が十一通、その他宛六通、不明一通から構成される。

この文書群のものと所蔵者は花川で、小の嶋宛のものも花川の手元にあつたと考えられるが、それがさらに江戸近郊に実家があつた瀧尾に託されて残された可能性が強い。薩摩藩奥女中の手許に遺された文書という性格から、江戸城大奥女中の書状や天璋院付女中を中心に、他の姫君付女中の書状が多数含まれて、大奥女中研究あるいは奥女中の発給文書研究のためには貴重な史料群となつてゐる。

一 幕府大奥女中からの書状

まず、本文書群で大きな位置を占める江戸城大奥女中から薩摩藩の奥女中へ送られた書状から考察する。

8号文書

なをくめてたくかしく、

御文の様、まつく上々様方御機嫌よく成らせられ候御事、御めて度思召被成候よし、さやう二御座候へも、御内々折柄御機嫌御伺御申上被成、

泡盛 一壺

御杉折 一台

御慰二も成らせられ候半哉と御内々、
(徳川家茂¹² 島津忠義¹³) 公方様¹⁴修理大夫様¹⁵御

献上被成度、私迄御差出し被成、其段老女衆¹⁶申入候へも、よろしく取斗ひ被申候御事二御座候、このよし宜御申入候へく候、ま事二いく久しく万々年もと御長久御繁昌成らせられ、御めてたきのミ御祝う御申上被成候由、めてたくかしく、

小の嶋様

花 川様
御返事

小山

島津忠義(はじめ茂久)から將軍へ、御機嫌伺いのために泡盛一壺と御杉折一台を献上したことへの礼状である。將軍は、おそらく十四代徳川家茂であろう。この書状から、宛所の小の嶋と花川が、島津忠義時代に薩摩藩奥に勤めた老女クラスの奥女中であつたことがわかる。

一方、將軍への献上品の取次をしている差し出しの小山は、文中で

「其段老女衆¹²申入候へも、よろしく取斗ひ被申候御事二御座候」と述べているので、島津家からの献上の可否を老女に打診する地位にあつたと推定される。つまり、老女(大奥年寄)ではなく、諸大名家の奥と交際する役である。

松尾美恵子氏が紹介された埼玉県立文書館「稲生家文書」の『嘉永七年大奥年寅八月改 大奥女中分限帳并剃髮女中名前』(以後、『嘉永七年大奥女中分限帳』と略す)によると、小山は、「表使」の筆頭に名を連ねている。この書状の年代は不明であるが、島津忠義が斉彬の死を受けて藩主の地位を継いだのが安政五年(一八五七)であり、本文書群は慶応末年までのものであるから、小山がこの書状発給時点で表使であり、更に言えば表使筆頭の地位にあつた蓋然性は高い。

松平春嶽の「幕儀参考稿本」⁽⁸⁾によれば、大奥と大名家奥との交際は、御三家・御三卿、および將軍家姫君の嫁に行つた大名に対しては、大奥年寄の名で諸家の老女に宛てて出され、返書も、諸家の老女名で大奥年寄に宛てて出された。津山藩など將軍家の子供が養子に行つた先とも同様であつたが、「御兄弟御親子でなければ御交際は無之候よし」とされるように、大奥と諸大名の奥との交際は非常に限定的なものである。諸大名の「公儀勤伺書等」は、大名家の老女から表使宛に出され、返事も表使の名で出された。表使の年寄への伺いは、年寄が付札で指示する。付札を書くのは右筆である。

したがって、表使の書状は、年寄の裁可を得て作成されたものであり、本文書群に残る大奥女中個人名で発給された文書は、表使による書状の貴重な原本であると考えてよいと思われる。

大奥女中関係の文書としては、井伊家正室から大奥上臈年寄に宛てた書状に、ちらし書が採用されたことが指摘されている。⁽⁹⁾しかし、天璋院や和宮が將軍徳川家茂に宛てた書状は、折紙で普通の書式である。⁽¹⁰⁾また、

島津家文書に残された広大院（徳川家斉室）書状は、折紙、切紙、続紙などの形式が採用されているから、大奥でちらし書が一般的であったわけではない。井伊家正室から大奥上藤年寄に書状を送ることができたのは、井伊家に対する恩典の意味があったから、朝廷女官文書の伝統的形式であるちらし書が採用されたことは理解できるが、夫や義理の息子である將軍に宛てて自らの心情などをつづる書状の場合は、書きやすい折紙が自然に用いられたのである。

表使による大奥発給文書も、通常は折紙が使用される。日付は付けられているものが多い。公式の通達の場合には、次のように小さな文字で日付が書かれた豎紙が使用された。

11号文書

(徳川家定室)

天璋院様附表使川岡養父病氣之ところ、養生叶不申、さく夜病死いたし候につき、右忌中ハ文等名前除候へく候ま、御達申候へく候、かしく

四月廿五日

小の嶋様 太田
花 川様 福多

天璋院付き表使川岡の養父（小普請組大島丹波守支配蜂屋五百太郎）の病死により、忌中は書状に彼女の名前を入れないことの通達である。

『嘉永七年奥女中分限帳』では、福多が御台所付き表使として登場するが、太田の名は見えない。しかし、7号文書には、表使の連署の中に登場するので、同じく御台所付き表使であったと考えられる。なお、川岡は、福多と同じく御台所付きとして登場している。

さらに、献上に対する正式な礼状は、表使連署で豎紙の書状が用いら

れる。次がその実例である。

7号文書

御ふみのやう、まつく 上々様かた御機嫌よく成らせられ、御
めてたさ、扱は暑気前 御機嫌御伺ひとして、
色絹ち、み 七反 (徳川家定室)

御干さかな 一はこ

(島津忠義) 修理大夫様右の通り、御文をもつて 御けん上被成候二付、御
目録めてたく、かしく

小の嶋様

花 川様 御返事

小山 村瀬 岡の
ふし江
はまた
宝田
太多

六月朝日

小山以下差し出し者は、『嘉永七年奥女中分限帳』によると、小山・村瀬・岡野・藤江・浜田が家定付き表使、宝田・太田は不明であるが、天璋院付きの表使だと推測される。

また、大奥への通行証である門札の発給についても、豎紙が用いられている。

9号文書

なをくめて度かしく、

上々様かた御機嫌よく成らせられ、御めて度候、扱は此たひ 御

門札表方に少々子細御座候二付、増印二相成候ま、一兩日中二ハ
差出被成候、尤も、両度ニ半分充御差出被成候やうニ、此段御達し
申候へく候、めて度かしく、

小の嶋様

花 川様

太 田

四月十六日

太田は、『大奥分限帳』に名前が見えないが、7号文書から表使だつ
たと考えられる。堅紙が用いられ、日付が付いている。門札に署名する
者が増えたため発給が遅れたものであろうか。詳しい事情は不明である。

こうした文書の場合、ある程度証拠能力が求められるから、日付が付
けられ、より丁重な堅紙形式が選ばれたものと思われる。10号文書は、
その翌日付けの書状で、やはり堅紙形式が採用されている。内容は、
「御門札六枚之内、三枚、今日御差出し被成」とあり、薩摩藩の奥から
願い出た門札六枚のうち三分の三枚が発給されていることがわかる。な
ぜ、門札が、半分ずつ二度にわけて発給されたのかという事情は明かで
はない。

本文書群中には、「御本丸御広座敷」と「御本丸御使番」の書状があ
る。これは、贈答があった時の礼状である。大奥では、表使より下の役
職者が公務で書状を発給することではなく、贈答があった場合にのみ役職
名で礼状を出したことが窺える。

12号文書

なをくめて度かしく、

御文の様、まつく 上々様方御機嫌よく成らせられ、御めてたく

有難りまいらせ候、(鳥津忠義) 修理大夫様御機嫌よく被為入、なを折柄の御

障候もあらせられ候すハ、めて度存上まいらせ候、さ様ニ御座候へ
は、此御菓子一体何かとく御懇之御事共ニ而、 修理大夫様よ
り私共いた、きまいらせ候御事、有難さつ束御賑々しく戴まいら
せ候御事、かすく有難存上まいらせ候、御序之御時分、右の御札
よろしく御取斗ひ被成被下候へく候、めて度かしく、

小の嶋様

花 川様

御本丸
御広座敷

御使事

四月朔日

「御本丸御広座敷」は、大奥女中の職階ではお目見え以上の最下層で、
諸大名家の女使の応接など表使の補佐的役職を勤めるとされる。そのた
め、薩摩藩主島津忠義より、進物として御菓子が贈られたものと思われ
る。表使の場合、個人名でのやりとりがなされるが、こうした身分の大
奥女中の場合、個人名が公式に知らされることがないため、集団として
の役職名で連絡することになったのである。

13号文書

なをくめて度かしく、(て脱カ)

御文のやう拝見致まいらせ候、仰の通り、時分柄、御暑サ強御座候
得とも、いよく御機嫌よく御勤仰上られ候御事、(て脱カ) 御め度仰上候へ

く候、さやうニ御座候へハ、 増上寺に御代詣之節の御事、何かと

細やか様ニ仰越、右ニ付此御重代り千疋、(鳥津忠義) 修理大夫様より私共へ戴

まいらせ候御事、いか程もく女中かしく有難り辱ふく御札申

上候へく候、(て脱カ) め度かしく、

小の嶋様

花川様

御返事

七月十一日

御本丸
御使番

これも同様に役職名でのやりとりである。「御本丸御使番」はお目見え以下で、増上寺などへ大奥女中が代参する時にお供を勤めるなど、やはり表使の下働きとして働く。この時は、大奥女中の増上寺代参の時、それにお供した使番と薩摩藩との間で何らかの連絡があり、その御礼として島津忠義から、「御重代り」として金千疋もの進物が贈られたのである。

大奥女中が増上寺に代参する時、薩摩藩の奥からも女使を派遣し、その交流の中からお目見え以下の使番までが余得に預かっていることがわかる。

本文書群を通覧すると、奥女中の間で事につけ贈答が取り交わされていることが見てとれる。贈答には三つのランクがあり、最上は「御重」で、実際には「御重代り」としては金千疋が贈られた。次が「御肴」で、実際に贈られる場合と、「御肴代り」として金五百疋ほどが贈られる場合がある。最も軽いのが「御菓子」で、12号文書では実際に菓子が贈られているが、それに代えて金二百疋から五百疋ほどが贈られるも多い。これらは、定例の贈答ではなく、たまたま贈られたことへの御礼だと考えられる。このような場合、形式は折紙で、日付が明記されている。

二 斉彬付き奥女中小の嶋

この文書群の宛名としてしばしば顔を出す「小の嶋」という奥女中は、もと薩摩藩江戸藩邸の老女で、島津斉彬の内意を受けて活躍したことが知られている。斉彬死後は、斉彬の側室で噂姫と寧姫の生母である寿満

(徳寿院) 付き老女を務めたと推測される。文久二年(一八六二)一月には、幕府の参勤交代制廃止に伴い、噂姫、寧姫とともに国許へ引き取った。⁽¹¹⁾

本文書群の中には、斉彬死去直後の書状のやりとりと思われる文書が五通(1・2・4・5・6号文書)あり、いづれも小の嶋宛である。その内から、大奥女中が斉彬の霊前に香典を供えた史料を掲げる。

2号文書

^(島津斉彬) 順聖院様御霊前¹² 此御香奠、万里小路殿はしめ常磐井殿はしめ名前前の通りより御備へ申上度御廻しまいらせ候、宜御取斗被成候へく候、

かしく

小の嶋殿

小山

十一月三日

斉彬が没したのは安政五年(一八五八)七月十六日であるから、これは、その後、万里小路、常磐井ら大奥の上藤年寄が、斉彬の霊前に香典を供えたものである。表使の小山が、万里小路・常磐井ら上藤御年寄の香典を届けることを知らせたもので、小の嶋が島津家側の老女として取次にあたっていたことがわかる。1号文書・4号文書は、斉彬の文庫の内ものを形見分けしたことへの礼状である。

5号文書のさつ書状には、「此程ハ^(島津忠義) 修理大夫様御事、万端御滞のふ濟せられ候御事」という文章が見えるので、小の嶋は、一時、斉彬の養子島津忠義付きになったことが推測される。

この小の嶋単独宛の書状は、斉彬死去あるいは島津忠義跡目相続に関するものだけであるから、これは同僚の花川に託されて遺されたものだと考えてよいだろう。

6号文書は、將軍より島津家へ斉彬の靈前への御香典銀拝領、奉書発給に対し女使をもって御札をしてよいかどうかの伺書案である。差出しは書かれていないが、小の嶋のものだと思われる。

6号文書

御手まえ様方迄御伺上まいらせ候、左様二御座候得ハ、(徳川家茂)上様より(島津斉彬)順聖院殿、御香奠銀拝領被致、猶又御奉書ヲ以大隅守殿縁中御尋蒙り被申候御事、此節中途ニおゐて承知被致、いか程も有難御事ニ仰上られ、右御札申上られ度、文差被越、(徳川家定)上様天璋院様、女使ヲ以申上られ度、明後廿一日差出され、よろしく御さ候半哉、此段御伺上まいらせ候、何分よろしく御取斗ひ御差図被成下され候様ニ御頼申上まいらせ候、かしく

小 山殿

藤

御連名

十月十九日伺

このほか、本文書群には、小の嶋と花川が連名で受け取った大奥女中や天璋院付き女中の書状がある。

内容は、島津忠義に関わるものほか、暁姫、寧姫に関わるものが中心であるから、寿満あるいは斉彬の子女付きの老女として勤務したことが傍証できる。

なお、小の嶋に関わる文書としては、ほかに彼女の勤める屋敷（「おやかた」が類焼にあつたことへの見舞い状が三通ある（61・62・63号文書）。

62号文書

先日、小の嶋様より御文參、御安心被遊候御事ニ御さ候、（以下省略）

御文ニ而御願ひ申上まいらせ候、先日中ハ度々の雪、ひとしほく余寒もつよく御座候得共、まつく御機嫌よく被相成候、御まへ様ニも時かふの御障なく御機嫌よく御すきくしく御勤あそハし候御事、御めて度、さやうニ御さ候へハ、先き頃ハ、小の嶋様事、御類焼あそハし候由、誠ニく御おとろき申上候、しかし、御別奈なく御すらく御立のき被遊候由、先く御めて度存上候へく候、右ニ付てハ、御丸焼の由承り、嚙々御こまり被遊、御寒サ時分いか、やと、誠ニく御案事申上候、さつ束何そ御不自由の品さし上度存候へ共、よろしき品存付も御さ無、取あへす庵末之品々、昨日御廻し申上候御事ニ御座候、こなたニ而誠ニく御案事被遊候御事ニあらせられ候、めて度かしく

瀧尾様

人々 用事

菊野

小の嶋の動静に関係したのが、薩摩藩奥女中「瀧尾」である。瀧尾は、芝の薩摩藩邸類焼を諸方面へ知らせ、⁽¹²⁾その見舞状を受け取っている。本文書群の中には、瀧尾宛書状十二通（うち二通は花川・瀧尾連名宛）が含まれる。

瀧尾は、多摩地方、宮下村のうち旗本川村家知行所の名主萩島家出身で、文政二年（一八一九）生まれ、本名を「まさ」という。天保三年（一八三二）三月、福井藩松平家に奉公し、暇を取り結婚する。その後、離婚することになり、嘉永五年（一八五二）六月、薩摩藩の芝藩邸に右筆、表使として勤めた。農民身分の者が外様大名の奥に奉公することは

珍しいが、篤姫（天璋院）輿入れのため、経験ある奥女中が必要だったという事情があったためだったと推測されている。⁽¹³⁾

この頃、瀧尾は、「お喜尾」という名前だった。34号文書には、「打尾・おき尾殿事、御同様御暇被下候へ共、当分表使之場も兼、本通御用御勤被成候様、諸給分表使通被下やう仰付られ、重々冥賀至極御有難かり被成、左候ておき尾殿御事、御改名も仰付られ、瀧尾と御戴被成候よし、御当人々も恐入御有難かりの由」とある。

このように、「おき尾」は、御暇を与えられたものの、「表使之場」を兼ね、給分は「表使通」を支給され、「瀧尾」と改名するよう命じられた。68号文書に、「先達而は、御まえ様御事、結構仰付られ遊し候二付」とあるから、農民出身の奥女中としては破格の出世を遂げたことが共通認識であった。これらの書状に見えるように、瀧尾と改名してからのお喜尾は、他家との交渉の窓口となっており、確かに「表使通り」の場にあったことがわかる。

なお、奥女中の昇進について、表の役人同様、昇進した時は、「吹聴」を行っていたことを示す史料がある。興味深いので、次に紹介する。

60号文書

返々、時かう御いとる遊し候様ニと、仰上候へく候、めて度かしく、

御礼御吹てふ申上まいらせ候、まつく、御揃被遊、御機嫌よく被為成候御事、恐なからいく久鋪まんく年も御めて度難有かり奉候へく候、御まへ様方も、御機嫌よく御勤遊し候御事、御めて度存上候へく候、左様ニ御座候へハ、私事、昨冬、存よらす若年寄被仰付、誠ニ冥賀ニ叶、恐入難有かり奉り、右御礼御吹てふ申上度、何も此よしいくひさ敷まんくねんもと、めて度かしく、

花川様
瀧尾様
人々

八十多

表の役人の吹聴は、老中や若年寄の屋敷を訪問して行うが、奥女中の場合はこうした書状による吹聴のみだったと考えられる。「若年寄」の職名は大奥にはなく、御三家御三卿の奥女中で御客応接に相当する役が「若年寄」である。⁽¹⁴⁾八十多は、薩摩藩と関係の深い一橋家の奥女中だと推測される。なお、形式は折紙が用いられ、日付はない。

三 薩摩藩奥女中花川の任務

本文書群の元の所有者の一人と推定される花川は、薩摩藩の奥女中である。幕府表使連署書状は、次のように花川単独にあてたものもある。

23号文書

なをく万々年もめて度かしく。

御文の様、まつく、
度さ、扱ハ端午二付、
の通り御越被成、有難思召、
も御めて度御越被成候よし、
らせ候御事ニ御座候、めてたくかしく、

(封) 花川様
御返事

岡の
濱田
嶋多

本書状は、拝領物を主人忠義へ報告したことを述べた書状への返事で

ある。これによると、花川には、例年、端午に将軍から拝領物があつたことがわかる。これは、一藩の奥女中に対する扱いとしては破格で、前将軍家定の御台所の実家という島津家の特殊性が考慮されたものだと思われる。ただし、花川への連絡は表使を通して行い、「老女衆」へは表使から申し入れてもらうことになる。

次に将軍家御台所附表使の書状を掲げる。

26号文書

なをくめて度かしく、

御文の様まつく上々様かた御機嫌克成らせられめてたさ、扱ハ早春御献上の御肴代金書付の通御廻被成、御請取申候へく候、何もよろしく取斗ひ候へく候御事ニ御座候、めて度かしく

花川様
御返事

福田
初

福田は、『嘉永七年大奥女中分限帳』では御台所附表使として名を連ねている。この書状発給時点での役職は明かでないが、和宮降嫁後、天璋院付の表使として勤めた可能性もある。内容は、恒例の早春献上の御肴の代金を受け取ったことへの御礼である。

こうした花川の地位は、34号文書によると、「三月廿日、其御表方御書付ヲ以御まえ様御事、先達而御暇被下候へ共、天璋院様御方御用等勤役中同様御勤の様弁、給分 御中年寄御勤之内通り被下候事ニ御伺ひ、御有難かり被成」とある。差し出しである華岡・瀧沢は、他の書状から真了院（島津斉興妾、お由羅）付きの薩摩藩奥女中だと推測されるから、江戸から江戸藩邸奥女中人事についてお祝いを述べたものであろう。花川には、御暇を与えられるなどの変化があつたが、「天璋院様御方御用」

を引き続き務め、給分は「御中年寄御勤之内通り」に下されることになつている。以上から考えて、花川は、薩摩藩江戸屋敷の奥にあつて、中年寄という格式で天璋院付き大奥女中との連絡役を務めていたと考えてよいだろう。

また、次の書状は、将軍徳川家茂の死に関わる書状である。

27号文書

最はや御取斗ひも被下候御事と仰上られ候へとも、御都合の程よろしく御取斗ひ被下候、左候ハ、御まえ様御伺被成候半、天璋院様御機嫌都合之所、御内く御一筆御申上被下度、おそれ入申上兼候得共、こなたも御年寄様ゆへニ哉きつう御案事上られ候は烏渡御内く之御序ニ御申上被下候様、御つほね様御不快も最はや御全快ニ候、御めて度御上りにも被為成候哉、よろしく御□□候度、御ふくミよろしく御たのミ思めし候、かしく

御手前様まで御たのミあそハし度、さ様ニ御座候へハ、公方様御義当夏薨 御被為成候御事、ま事ニ以恐入らせられ候御事ニのミ思めし上被成候事ニ御さ候、右ニ付 天璋院様御心配様との様成御事ニ被為有候哉、前よりも御心労様もあらせられ候半之所、此度之御事おそれなから御うへ様のミ思めし上られ候へとも、御機嫌御伺も恐入らせられ候御程ニ仰上られ候へとも、毎之通御機嫌伺之所、よろしく御取斗ひ御たのミ思召候、この御地へハ九月末ニ何事も申上り、俄ニ御承知のよしニ御座候、かしく、

花川様
御用事

染のみ

第十四代將軍徳川家茂は、慶応二年（一八六六）七月二十日、大坂城中で没した。文中の「公方様御義當夏薨 御被為成」とはそのことを述べたものである。將軍死去を聞いたある大名家の老女染のゐが、花川を通し、天璋院の安否を伺ったものである。

大名家では特別な縁がなければ幕府大奥との連絡ができな⁽¹⁵⁾ため、こうした手段で御機嫌伺いの取り成しを願ったものと思われるが、このような書状から見て、慶応二年段階でも花川が天璋院の動静を知りうる立場にあったことが知られる。

四 天璋院付き女中とのつきあい

天璋院は、島津家一門の今和泉家島津忠剛の女で、公式には島津斉彬の女として近衛家の養女となり十三代將軍家定に嫁した篤姫である。安政五年七月、家定の死後「天璋院」を名乗る。

本書状中には、天璋院の動静を伝えた書状が数点ある。天璋院の称号は、將軍家定の死後であるから、安政五年（一八五八）七月以降のものであることは確実である。

この天璋院付き女中の責任者として働いたのが「つほね」である。本文書群に「つほね」の署名のある文書が、小の嶋・花川連名宛七通、小の嶋・花川・清瀬連名宛一通、花川宛三通、計十一通ある。「つほね」の地位をはっきりと示す史料は、次の書状である。

17号文書

御慰ニも成らせられ候御事ニて、かすく御満足ニ思しめし候、何も心得候て、よふ申せとの御事ニおはしませ候、此よしよろしく御申上候へく候、なをく万々年もと、めて度かしく

御文之様、まつく上々様かた御機嫌よく成らせられ御めて度さ、

時分柄御暑さ強御さ候へ共、なを （徳川家定室） 天璋院様益御機嫌よく成らせられ、御暑さにて御障りもあらせられす御勇し様ニあらせられ、よ中も御静ニ御寝ならせられ、御目覚已後の御気然も御よろしく、御膳も御程よろしく、御手附せられ候、御めて度折柄之 御機嫌御伺ひ遊し、

御重一□□

（島津忠義）

天璋院様¹²御なぬくニ修理大夫様より御上ケ遊申上まいらせ候へハ、いか程もく御満足に思召候、さつ速御賑く敷御取ひらきニ相成、あれ是と、めて度かしく、

小の嶋様

つほね

花川様
御返事

六月三日

小の嶋・花川へ天璋院の動静を知らせ、島津忠義からの内々の献上を受納し、「御賑く敷御取ひらきニ相成」ったことを報告している。天璋院の機嫌などを報じていることから、天璋院付きの奥女中だったと推測される。

畑尚子氏は、「つほね」について、「御台所または御廉中付で、御年寄であることは確か」とされている。⁽¹⁶⁾『嘉永七年大奥分限帳』にも、御台所付き女中の年寄として、「初瀬」とならんで記されている。なお、御台所付きの場合、二人の御年寄の下に「中年寄」が三名いる。嘉永七年の段階では、御台所は後の天璋院であり、つほねが家定死去後も天璋院付き御年寄として仕えたことは考え得ることである。

この忠義からの献上も内々のものだったが、天璋院と薩摩藩奥女中とはしばしば贈答をやりとりしており、次のように好みの食べ物などを薩

摩藩の奥から回している。

29号文書

なをくめて度かしく

御文の様、まつく上々様かた御機嫌よく成らせられ、御めて度さ、
さ様二御座候得ハ、高輪に出来候由たか菜御漬物相替らす御廻し被
成、よろしく取斗ひまいらせ候、めて度かしく

花川様

御返事

つほね

薩摩藩の高輪藩邸でできた高菜の漬物を贈ったことへの礼状である。
天璋院付きの女中には薩摩藩出身の者も多く、高菜の漬物のほか、薩摩
からの贈物が好まれたようである。つほねから小の嶋・花川に宛てた書
状には、次のように薩摩の赤味噌を所望する書状もある。

15号文書

返く何も宜しく御取斗ひ被下度、御頼申入候へく候、此御余
多重、御宜しからぬ御品々ながら、御まへ様方御戴のやう御仲
居衆心付、とふそ御願申上度候ま、此たん願候とて出し候由
ながら、御笑草に御廻し申候、猶く万事めて度かしく
此御重ハ中漆にて候ま、御上りのハやはり其御方よりの御重
の方可然候、何も此よし迄、以上

上々様方御勝被遊、益御機嫌よく成らせられ候御事、御めて度有
難かり候へく候、そなた様二もいよく御勝あそハし、御機嫌よく
入らせられ候御事、御めて度忝り候へく候、御まへ様方二も、いよ
く御さへく御勤上事二候御事、御めて度御悦申入候へく候、左

様二御座候へハ、毎度く御ねたりこと斗にて誠に御きの毒様なか
ら、御国之御赤味噌先達御廻しの払底二相成候よしにて、中年寄衆
よりとふそく願くれ候様申出られ候ま、此よし御願申入候へく
候、とふも御味噌ハ、右御品にて候へハ御上り二成らせられ候得共
外のハとかく御手附せられす候ま、大てい御上り斗二少々答致候
由ながら、度々御ねたり申候、扱々御きの毒二、めて度かしく

小の嶋様

花川様

つほね

四月十八日

天璋院は、薩摩の赤味噌でないとなかなか手を付けなかったようで、
是非赤味噌を分けてほしいと頼んでいるのである。こうした奥女中同士
での物品の融通があったことをよく示す史料である。

この史料中、「中年寄衆よりとふそく願くれ候様申出られ候ま」
とあるように、つほねは中年寄の願いも汲んで薩摩の赤味噌を所望した
のである。天璋院には、御年寄のつほねのほか、依然として中年寄もい
たことがわかる。

五 お由羅の方の死去

花川は、島津家の他の女主人付きの奥女中との交際の窓口ともなっ
ている。中でも当時の島津家では、真了院が大きな権力を握っていた。

真了院は、第二十七代藩主島津斉興（斉彬の父）の側室で、幕末の薩
摩藩政史に大きな影響を及ぼしたお由羅である。

当時の藩主島津忠義の実父島津久光の実母にあたる真了院は、慶応二
年（一八六六）十月二十八日、薩摩で没した。次の文書は、その死の状
況を最も詳しく記したものである。

40号文書

御文のやう、さやう二御さ候得ハ、薩州表ニおひて (鳥津久光妾) 真了院様御

事、久々御不快ニ被為入、当秋頃ハ追々御よろしく方ニ申入候所、

其御国許十月廿日ころハ、余ほと御寒サ強候よし、右ニ御障り被遊

候事ニ而、夫より御熱氣御強く被為入、御小水御不利ニ而御水気御

増被遊、殊之外御案事申上候御容体ニ而、種々御手当等も被遊候得

共、御養生御叶不被遊、去ル十月廿八日辰ノ刻、御卒去被遊候段、

御飛脚入申参り候よし仰被下、扱々恐入候事、早速こなたへ申上候

事御座候、かしく

花かわ様

御こたへ

瀧岡

藤なミ

何かと御細やかに御機嫌御伺等御申上被成、別而忝思召候、此節な
から御深き御障様不被為在候御事ニて、有難候へく候、扱御機嫌御
伺として、

御菓子料 貳百疋

(鳥津久光妾) 御まへ様
中將様に

御はしめ

永寿

瀧尾

より

御進上被成、忝さ、外ニ、

御菓子料 貳百疋

婦本院

御はしめ

御上被成、別而く忝さ思召候、色々被仰付、御そなへニも被遊、

かしく

はな川様

御こたへかたへ

仲津

国許から真了院死去の事情が江戸屋敷の花川のもとへ伝えられ、それを花川が関係諸方面に伝えたことへの返事である。真了院死去の事情を伝えたものとして貴重である。差し出しの瀧岡、藤なミについては、家茂生母実成院付きの女中とも推測されるが、現時点においては確定できない。

真了院死去の関連史料は、32・33・35く40号文書の八通である。37号文書は、鳥津久光付き女中仲津によるものである。

37号文書

(尚々書省略)

御機嫌御伺被成候御文のやう、さ様御座候へハ、 (鳥津久光妾) 真了院様御事、

御久々御不快の處、御養生御叶なく、去ル十月廿八日辰ノ刻御卒去

被遊候御事、誠ニ恐入まいらせ候御事ニ御座候、右ニ付、中將様(鳥津久光)に

この文書は、真了院の死去を受け、花川らが久光に御菓子料を進上したことに對し、仲津が返した札状である。
女主人が死去すると、彼女に仕えた女中には暇が出来る。その事情を伝えたものが、39号文書である。

39号文書

猶々、万年めて度かしく

御めて度御礼御申上被成候御文のやう、まつく 御揃被遊御機嫌

克被為入候御事、おめて度有難りまいらせ候、さ様二御座候へハ、
去冬奥御引取ニて、御そまつなから御祝るの御事まで、
中將様(高津久光)方

御暇御人数へ御しな等被下候処、御有難りの由、右御礼御申上被成
候ニ付、

御さかな代 貳百正

御さかな代 貳百正

中將様注 清せ方

御肴代 百正

御さかな 貳百正

右は 多川方

猶また、御肴貳百正充、

多起

松多

千代の方

右之通御上ケ被成、御めてたく候、別而く御念入の御事ニて、御
挨拶等御まえ様方御銘々へ申候へく候、御申入被成候様との御事ニ
御座候、めて度かしく

花川様

御返事

仲津

暇を出した奥女中に対しては、島津久光より「御しな等」が下賜され、
それに対して何人かの者が返礼として御さかな代を上げている。この挨拶は、
花川から銘々へするようにと命じられている。

このうち、千代のは、花川に宛て、「私一世養育料として、三人扶持・
金十五両、頂戴仰付られ候事、誠くめうか至極有難仕合存上奉りまい
らせ候」と御礼を述べている(49号文書)。藩の都合によって暇を与え

られた時は、三人扶持・金十五両ほどの手当が生涯支給されることにな
ったのだと考えられる。

六 嫁した藩主子女への手当

この外、島津家と嫁した藩主子女との関係を示す史料もある。智鏡院
付き女中千代岡の書状である。

智鏡院は、島津斉興の女で斉彬の同母妹の「祝姫」である。文化十二
年(一八一五)九月生まれ、天保二年(一八三一)二月、土佐藩主山内
豊熙に嫁し、同四年三月に「候姫」と改名している。嘉永元年(一八四
八)七月十日(実は六月十五日)、夫豊熙死後、智鏡院を称した。⁽¹⁸⁾

花川は、千代岡としばしば書状のやりとりをしているが、中でも次の
史料は注目される。

43号文書

返く、まん年めて度かしく、

御目出度仰進られ候、御文之様まつく 御揃被遊、御機嫌よく

被為入候御事、有難存奉候へく候、さ様二御座候へハ、相替らす

太守様方二月分

百五十兩

智鏡院様は御越被遊、いか斗く有難思しめし上られ候、右之内七

十五両、此度、御廻しニ被成、慥ニ御請取申上、御ひろう申上候へ

く候、有難思召上られ候、御帳も御さなく候由、此御地ニも御座無

候ま、別段御帳こしらへ候ま、右に御受取申上候へく候、御礼

文ハ御国へ御廻しニ被成候由、仰被下候ま、別段認メ候ま、何

分よろしく御たのミ申上候へく候、御まへ様いよく御機嫌克御つ

とめ仰上られ候事、御めてたく御悦申上候へく候、段く御せわ様

の御事、御礼申上候へく候、万年めて度かしく、

花川様

御請

千代岡

この書状によると、実家の島津家から智鏡院に、月々百五十両の手当が与えられていた。こうした手当の送金が、智鏡院の夫である山内豊熙の存命中からなされていたことなのか、豊熙が死去したことによってなされるようになったものなのかはわからない。こうした大名の正室と実家との関係は不明なところが多く、興味深い。

外にも、45号文書では、「例暮御分、御所様ニても年々御戴之 御金百両、 太守様より晴雲院様御手元へ被進候」とあり、毎月、あるいは毎年暮れや手元不如意の時などに関係に応じて送金がなされていたことを想像させる。ここでは、この事実だけを指摘して、今後の課題とした。

おわりに

以上、購入史料の「薩摩藩奥女中文書」から、重要な史料を翻刻しながら薩摩藩奥女中と幕府大奥、他家の奥などとの交際のあり方を考察してきた。

本稿で述べてきた点をまとめると、

- ①薩摩藩の奥は、家定の御台所を出したことで幕府大奥と密接な関係を持つことになり、大奥女中と頻繁に贈答や書状のやりとりをしていた、
- ②大奥からの書状は、表使の名前で発給された、
- ③天璋院とは、島津家が実家であることから、高輪藩邸で作った高菜の漬物や薩摩の赤味噌なども融通するなど親戚つきあいがなされていた、

④島津家出身の子女が他家へ嫁した後は、島津家から仕送りがなされるなど後々にわたって奥同士の関係が継続した、
などである。

これまで、大奥女中文書の原本はほとんど紹介されたことがなかったから、貴重な知見を得ることができたが、差し出し人についての人物情報を知りうる史料が限られるため、推測を重ねざるを得ない面があった。この点については、更に調査を進めていきたいと考えている。

大奥女中の書状のうち、私信や内々の連絡は年月日の記載のないものが多いが、表使の文書では、年は記されないが月日は脇に小さく入れられる。また、多く「御返事」などの脇付が入っていることでわかるように、表使書状は大名家奥からの贈物に対しての御礼状が多い。これは、大奥の方から大名家へ、何らかの交渉を持ちかけることが稀だったことを示している。

本文書群の整理にあたっては、年月日が簡単にはわからないことから宛所を中心に分類し、差し出し人の身分や内容を考慮して順番を決め、文書番号を付した。並べて見ると年月日が推測できるものもあるが、研究が進むに連れて更に変更の可能性もあることから、とりあえず仮目録として本稿の末尾に掲げ、この方面の研究者の方々に御検討をお願いしたいと考えている。

注

- (1) 永島今四郎・太田賢雄編『定本江戸城大奥』新人物往来社、一九六八年。
- (2) 『三田村鳶魚全集』第三卷(中央公論社、一九七五年)所収。
- (3) 『青梅市史史料集第四十号 御殿女中・吉野みちの手紙』青梅市教育委員会、一九九一年。
- (4) 増田淑美「吉野みちの生涯―その手紙を通して」『江戸時代の女性たち』

吉川弘文館、一九九〇年。大口勇次郎「近郊農村と江戸―生麦村関口千恵の半生から」『幕末の農民群像』山川出版社、一九八八年。同「御殿叔母」関口千恵の生と死」『日記が語る19世紀の横浜』山川出版社、一九八八年。氏家幹人『江戸の少年』平凡社、一九八九年。『多摩の女性の武家奉公』江戸東京たてもの園特別展図録、一九九九年。畑尚子『江戸奥女中物語』講談社、二〇〇一年。氏家幹人『江戸の女の底力―大奥随筆』世界文化社、二〇〇四年

(5) 松尾美恵子「江戸幕府女中分限帳について」『学習院女子短期大学紀要』第三十号、一九九二年。

(6) 畑尚子「將軍代替りにおける大奥女中の人事異動」『国史学』一八三号、二〇〇四年。

(7) 皿海ふみ「若君の宮参りと井伊家御成」(朝尾直弘編『譜代大名井伊家の儀礼』彦根城博物館叢書5、二〇〇三年)。

(8) 『松平春嶽全集』第一卷、三秀舎、一九三九年。

(9) 井伊家の事例では、將軍家若君の宮参りを契機に井伊家正室と大奥御年寄との文通が許され、その権利はその正室一代限りのものであった(皿海ふみ、前掲論文)。

(10) 『將軍 徳川家十五代展』財団法人徳川記念財団、二〇〇四年。

(11) 堂満幸子「島津家女性資料「消息文」について」(『尚古集成館紀要』第五号、一九九一年)。

(12) 63号文書では、菊のという奥女中から、「一昨日ハ、小の嶋様類焼の事、よふもく御為知被下有難」と御札が述べられている。

(13) 畑、前掲書、五八―六〇頁。

(14) 松平春嶽「前世界雑誌稿本」(前掲『松平春嶽全集』第一卷)

(15) 皿海、前掲論文。

(16) 畑、前掲書、七八頁。

(17) お由羅の出自は、両国の船宿の娘とも、三田の大工の娘とも言われる。斉興は、開明派だった世子の斉彬に対し、財政面で不安を持ちなかなか藩主の座を譲らなかつた。藩内では、寵愛するお由羅のもうけた久光を藩主に立てようという企てがお由羅と家老調所広郷の間でなされたとき

れ、斉彬のもうけた男子が次々に夭折したこともお由羅の陰謀とされたことから、薩摩藩内では深刻な対立が生じた。嘉永元年(一八四八)、斉彬は、調所を密貿易の廉で自害に追い込み、さらに斉彬派の町奉行物頭勤近藤隆左衛門らはお由羅や久光を除こうとしたが、翌二年十二月、陰謀が露見し、四十数名の者が死罪・遠島・御役御免などの刑に処された。これを「お由羅騒動」あるいは「嘉永朋党崩れ」という(原口虎雄「お由羅騒動」『国史大辞典』吉川弘文館、一九八〇年)。

(18) 堂満、前掲論文。

薩摩藩奥女中文書目録

* 法量の単位はセンチメートル。
* * 年代が推定できるものは「()」で補った。
* * * 内容の注記はごく簡単なものにした。

1、〔安政五年〕十月二十四日大奥女中小山書状 小野嶋宛

折紙 縦三六・四 横四九・八 一通

順聖院様の遺言により文庫の内から形見分けをされたことへの御札。

2、〔安政五年〕十一月三日大奥女中小山書状 小の嶋宛

折紙 縦三二・六 横四六・七 一通

順聖院様霊前へ上臈年寄万里小路・常磐井など香典を贈る。

3、二月二十七日大奥女中(小山・村瀬・岡のふし江・濱田・宝多・太田)連署書

状 小の嶋宛 縦三二・六 横四六・七 一通

一紙目がないため内容不明。

4、〔安政五年〕十月二十四日天璋院付女中つほね書状 小の嶋宛

折紙 縦三六・二 横四九・九 一通

順聖院様の遺言により御文庫の内から飯嶋・成瀬・石の・志賀へ形見

分けされたことへの御札。

5、〔安政六年〕二月十一日さつ書状 小の嶋宛

折紙 縦三二・六 一通
横四六・八

(島津茂久)
修理大夫様の跡目相続滞りなく済み、祝儀として白縮緬一反・御さかな代を贈られたことへの御礼。

6、十月十九日某(小の嶋か)書状案 小山ほか奥女中連名宛
折紙 縦三三・〇 一通
横四六・四

(徳川家茂) (島津斉彬)
上様より順聖院様の御香典銀拝領・奉書発給への御礼状草案。

7、六月朔日大奥女中(小山・村瀬・岡の・ふし江・はまた・宝田・太多)連署書状
小の嶋・はな川宛
縦三二・七 一通
横四五・九

(島津茂久) (徳川家定室)
修理大夫様より天璋院様へ御献上への御礼。

8、(年月日欠) 大奥女中小山書状 小の嶋・花川宛
折紙 縦三六・一 一通
横四九・九

(島津茂久) (徳川家茂)
修理大夫様より上様へ泡盛一壺・御杉折一台献上への御礼状。

9、四月十六日大奥女中太田書状 小の嶋・花川宛
縦三三・四 一通
横四六・四

(島津茂久)
御門札、表方に少々子細あり、増印になる。

10、四月十七日大奥女中太田書状 小の嶋・花川宛
縦三三・七 一通
横四六・七

御門札6枚の内、3枚今日差し出す。

11、四月二十九日大奥女中太田・福多書状 小の嶋・花川宛
縦三二・一 一通
横四三・四

(徳川家定室)
天璋院様付き表使川岡の養父病死につき忌中のうち文等の名前を除くことへの通知。

12、四月朔日御本丸御広敷書状 小の嶋・花川宛
折紙 縦三二・六 一通
横四六・七

(島津茂久)
修理大夫様より御菓子をいただいたことへの御礼。

13、七月十一日御本丸御使番書状 小の嶋・花川宛

折紙 縦三二・六 一通
横四六・四

(島津茂久)
修理大夫様より御重代り千疋を進呈されたことへの御礼。

14、四月十五日天璋院附女中つほね書状 小野嶋・花川宛
折紙 縦三二・七 一通
横四六・五

国許より御便りを知らせてくれたことへの御礼。天璋院も御満足、早々全快の知らせを聞きたし。

15、四月十八日天璋院附女中つほね書状 小の嶋・花川宛
折紙 縦三二・六 一通
横四六・四

御国の赤味噌払底し、中年寄衆より所望により依頼する。

16、四月十九日天璋院附女中つほね書状 小の嶋・花川宛
折紙 縦三三・六 一通
横四六・一

蒸し菓子を受け取り、中年寄衆も有り難がる。

17、六月三日天璋院附女中つほね書状 小の嶋・花川宛
折紙 縦三六・〇 一通
横四九・二

(島津茂久) (徳川家定室)
修理大夫様より天璋院様へ御機嫌御伺いに御重献上への御礼状(紙背に和歌の手習いあり)。

18、七月五日天璋院附女中つほね書状 小の嶋・花川宛
折紙 縦三二・四 一通
横四六・二

(島津茂久)
修理大夫様へ御慰みにうちわを贈る。また暁姫様・寧姫様へ京都よりの到来物を贈る。徳寿院からの府中瓜二を贈る。

19、七月七日天璋院附女中つほね書状 小の嶋・花川宛
折紙 縦三二・六 一通
横四六・二

(島津斉彬女)
暁姫様御初おり柄。御生くさ添を暁姫様・寧姫様へ進上する。

20、七月九日天璋院附女中つほね書状 小の嶋・花川宛
折紙 縦三二・五 一通
横四六・二

大井御屋敷でできた御野菜を献上したことへの御礼。

21、九月十三日天璋院附女中つぼね書状 小の嶋・花川・清瀬宛

折紙 縦三五・三
横四九・〇 一通

(島津斉彬女)
暁姫様より天璋院様へ御内々に鮭を進上したことへの御礼。

22、正月二十八日、嶋沢書状 小の嶋・花川・清瀬宛

折紙 縦三二・四
横四六・三 一通

旧冬結構に御役替仰せ付けられ、御吹聴として目録の通り進上。

23、(年月日欠) 大奥女中(岡の・濱岡・嶋多) 連署状 花川宛

縦紙 縦三二・二
横四五・四 一通

端午につき上様より花川へ下賜あり、修理大夫様から御礼状を提出した
ことへの受け取り。

24、(年月日欠) 大奥女中岡の書状 花川宛

折紙 縦三二・五
横四六・六 一通

歳暮につき老女衆へ例年の通り贈り物献上のほすの所、後程となるこ
とを了承する。

25、(年月日欠) 大奥女中岡の書状 花川宛

折紙 縦三二・七
横四六・三 一通

御重を御めてたく返却することの通知。

26、(年月日欠) 大奥女中福田書状、福田、花川宛

折紙 縦三二・五
横四六・六 一通

早春御献上の御肴代金を請け取ったことへの御礼。

27、〔慶応二年〕、染のゐ書状 花川宛

折紙 縦三〇・七
横四三・八 一通

(徳川家定)
上様当夏薨去により、天璋院様の様子を案ず。

28、(年月日欠) 天璋院附女中つぼね書状 花川宛

折紙 縦三二・四
横四五・七 一通

徳寿院様へ参らせ物及び御年玉として御ふん庫の内より参ることへ

の御礼

29、(年月日欠) 天璋院附女中つぼね書状 花川宛

折紙 縦三二・七
横四六・四 一通

高輪にできた高菜御漬物御返しへの御礼。

30、(年月日欠) 天璋院附女中つぼね書状 花川宛

折紙 縦三二・五
横四六・四 一通

白くき御漬物御返しへの御礼。

31、(年月日欠) 瀧沢書状 花川宛

折紙 縦三二・九
横四六・八 一通

随真院様、昨十一日、濱崎御やしきへ到着したことへの通知。

32、〔慶応二年〕(月日欠) 瀧沢書状 花川宛

折紙 縦三二・六
横四六・五 一通

(島津斉興妾お由羅)
真了院様、久々御不快のところ十月二十八日卒去につき、弔意を表す。

33、〔慶応二年〕(月日欠) 瀧沢書状 花川宛

折紙 縦二六・六
横三九・七 一通

渋谷御引き取り。挨拶として御召一・御端物代り千疋・御肴代り二百
疋を贈る。

34、(年月日欠) 華岡・瀧沢書状 花川宛

折紙 縦二六・七
横四〇・四 一通

花川が先達て御暇を下されたけれども、天璋院様へ御用等勤役中同様
中年寄御勤之内通りを命じられたことへの御祝。

35、〔慶応二年〕(月日欠) 華岡書状 花川宛

折紙 縦二六・九
横四〇・一 一通

渋谷御殿御引払になり、真了院様から御肴料七百疋・上布一反を贈ら
れたことへの通知。

36、〔慶応二年〕(月日欠) 華をか書状 花川宛

36、(島津齊興妾お由羅) 真了院様の御遺物を花川と瀧尾に贈ることの通知。
折紙 縦三三・一 一通
横四六・三

37、(慶応二年) (月日欠) 仲津書状 花川宛

(島津齊興妾お由羅) 真了院様去る十月二十八日辰の刻卒去により、花川等中将様へ御菓子料二百疋を進上する。
折紙 縦三三・八 一通
横四六・五

38、(慶応二年) (月日欠) 仲つ書状 花河宛

折紙 縦三三・四 一通
横四六・二

(島津齊興妾お由羅) 真了院様卒去につき、御菓子料進上への御礼。御供養料として御菓子料二百疋を花川始め三人に返礼。

39、(慶応二年) (月日欠) 仲津書状 花川宛

折紙 縦三三・七 一通
横四六・〇

旧冬、奥御引取により、(島津久光) 中将様から御暇御人数へ御品等を下さる。
40、(慶応二年) (月日欠) 瀧岡・藤波書状 花かわ宛

折紙 縦三五・七 一通
横四八・二

(島津齊興妾お由羅) 薩州表で真了院様卒去につき、お悔やみ。

41、(年月日欠) 千代岡書状 花川宛

折紙 縦三三・五 一通
横四三・一

(侯姫、山内豊熙室) 智鏡院様より花川と瀧尾へ金二百疋づつ、歳暮につき花川へ御召下・金三百疋を贈る。

42、(年月日欠) 千代岡書状 花川宛

折紙 縦三三・一 一通
横四六・〇

(侯姫、山内豊熙室) 智鏡院様より中元として花川へ金三百疋、瀧尾殿へ金百疋を贈る。
43、(年月日欠) 千代岡書状 花川宛

折紙 縦三三・四 一通
横四六・五

(島津忠義) 太守様より智鏡院様へ二月分百五十両を贈ったことへの御礼。

44、(年月日欠) 嶋岡・幾尾書状 花川宛

折紙 縦三三・三 一通
横四三・五

年頭祝儀への返書。

45、(年月日欠) 亀を・関を書状 花川宛

折紙 縦三〇・三 一通
横四五・二

(島津忠義) 太守様より晴雲院様へ例暮の分百両を遣わした事への御礼。

46、(年月日欠) 亀を・関を書状 花川宛

折紙 縦二九・九 一通
横四四・〇

御住居御用多く、(島津忠義) 太守様より晴雲院様へ九月分金百両を遣わした事への御礼。

47、(年月日欠) 津川書状 花川宛

折紙 縦三四・八 一通
横四七・八

盆に付き遠江守様より(徳川家齊室) 廣大院様へ御献備の国銀代り金三分を廻す。

48、(年月日欠) 幾尾書状 花川宛

折紙 縦三四・一 一通
横四六・六

毎度献上其外万事世話の御礼に御肴代五百疋を贈る。

49、(年月日欠) 千代の書状 花川宛

折紙 縦三一・八 一通
横四〇・九

私一世養育料として三人扶持・金十五両を頂戴仰せ付けられ、有り難き仕合に存ずる。

50、(年月日欠) 満のお書状 花川宛

折紙 縦三〇・七 一通
横四三・九

(徳川家齊室) 花川が廣大院様へ御献備の銀一枚、御請台の料と御表御拵筆への分金一両を贈ったことへの御礼として、随真院様より花川へ三百疋、瀧尾へ同じく三百疋を贈る。

51、(年月日欠) 若浦書状 花川宛

52、(年月日欠) 若浦書状 花川宛
折紙 縦三・四 一通
寂光院殿不快の所養生叶わず昨日死去を知らされたことへの御礼。

53、(年月日欠) 岸の書状 花川宛
折紙 縦三・九 一通
親姫様より寂光院様霊へ御香典として三百疋を手向ける。

54、(年月日欠) 岸の書状 花川宛
折紙 縦三・九 一通
寂光院不快の所養生叶わず昨日死去を知らされたことへの御礼。

55、(年月日欠) 岸の書状 花川宛
折紙 縦三・九 一通
寂光院様死去に付き香典三百疋を贈る。

56、(年月日欠) 菊の書状 花川宛
折紙 縦三・四 一通
幾尾殿が永々御暇を仰せ付けられ、御さかな代りとして三百疋を贈る。

57、(年月日欠) 菊の書状 花川宛
折紙 縦三・四 一通
寂光院殿、養生叶わず昨日死去の御届けに感謝する。

58、(年月日欠) 菊の書状 花川宛
折紙 縦三・四 一通
寂光院殿、病気養生叶わず死去。御菓子料二百疋を聡徳院様より寂光院霊へ御手向遊ばしたいとのこと。

59、(年月日欠) 専遊院書状 花川宛
折紙 縦三・七 一通
教昌院殿病気養生叶わず死去のよしをお聞かせ遊ばされ感謝する。御菓子料二百疋、聡徳院様より教昌院様霊に御手向けとして贈る。

60、(年月日欠) 八十多書状 華川・瀧尾宛
折紙 縦三・七 一通
靈岩院養生かなわず病死につき(島津茂久)修理大夫様より霊前に白銀三枚、花川からも二百疋香典を贈ったことへの御礼。

61、(年月日欠) 町川書状 花河・瀧尾宛
折紙 縦三・八 一通
旧冬存じ寄らず若年寄仰せ付けられ、御吹聴を申し上げる。

62、(年月日欠) 大奥女中岡野書状 瀧尾宛
折紙 縦三・七 一通
御やかた類焼を聞き、何よりの御品を私共三人へ御送りいただいたことへの御礼。

63、(年月日欠) 菊の書状 瀧を宛
折紙 縦三・七 一通
小の嶋が屋敷類焼にあったことへの御見舞。

64、(年月日欠) 寿誓書状 瀧尾宛
折紙 縦三・九 一通
小野島類焼を知らせてくれたことへの御礼。

65、(年月日欠) 寿誓書状 瀧尾宛
折紙 縦三・三 一通
人を回してくれることに関し、日割りを通知。

66、(年月日欠) えう書状 瀧尾宛
折紙 縦三・八 一通
御首尾よく永々御暇を仰せ付られたことへの挨拶。

67、(慶応二年) (月日欠) 花岡・藤田書状 瀧尾宛
折紙 縦三・七 一通
法事の日程などの件の通知。

(鳥津齊興とお由羅)
真了院様の遺品を戴いたことへの御礼。

68、(年月日欠) 春江書状 瀧尾宛

折紙 縦三三・〇
横四六・五 一通

瀧尾が結構に仰せ付けられたことへの御祝。

69、(年月日欠) 梅元書状 瀧尾宛

折紙 縦三三・七
横四六・三 一通

結構な御品を贈ってもらったことへの御礼。

70、(年月日欠) 菊を書状 瀧尾宛

折紙 縦三三・三
横四二・九 一通

毎度毎度何よりの御品々、また此便りで重宝な絹糸をたくさんに戴いたことへの御礼。

71、(年月日欠) 御祐筆間女中書状 瀧尾宛

折紙 縦三三・三
横四三・六 一通

年頭御祝儀への返礼。

72、(年月日欠) 松御殿(天璋院) 右筆書状 さくら田御右筆間宛

縦紙 縦三三・〇
横四六・七 一通

(徳川家定迄)
天璋院様附表使格御右筆幾の病死につき通知。

73、(年月日欠) 大奥比丘尼(般寿院・妙智院・嶺岩院・専遊院) 連署書状

折紙 縦三三・五
横四六・六 一通

小の嶋の配慮で願いの通り五十両、外に御菓子代十両を回していただいたことへの御礼。

74、(年月日欠) 菊の書状 お喜尾・お屋さ宛

折紙 縦三一・八
横四〇・六 一通

聡徳院様の容態を見舞ったことへの御礼。聡徳院様から喜尾・屋さへ肴代千疋を贈る。

75、(年月日欠) 梅溪書状 御局宛

一昨夜の小の嶋類焼への見舞い。

折紙 縦三二・六
横四六・七 一通

76、(年月日欠) 岸の書状 幾尾宛

折紙 縦三二・五
横四〇・一 一通

幾尾が初めて帰府を命じられ滞りなく到着したことへの御祝状。

77、(年月日欠) 栄操書状 懸浦宛

折紙 縦三三・三
横四四・四 一通

玉振院様百ヶ日御法事を見舞う。

78、(文久二年)(月日欠) 志善院・梅実院書状 野川・懸浦・佐山宛

折紙 縦三五・八
横四五・一 一通

(二橋慶喜)
刑部卿様の事、叡慮をもって御後見御勤めの仰せを蒙る。

79、(年月日欠) 大奥女中書状 差出・宛所欠

縦紙 縦三二・六
横四五・八 一通

二紙目欠。公方様へ修理大夫様から女使をもって御祝儀を申し上げたこと、天璋院様へ御同様に女使をもって申し上げたことへの御礼。
(徳川家定迄)

80、(年月日欠) 芝金杉新堀町藤本太良吉屋敷差図

縦紙 縦二七・六
横三九・二 一枚

芝金杉新堀町藤本太良吉屋敷の間取り図と断面図。

